

別記様式第1号(第四関係)

# 七ヶ宿町2期地区活性化計画

宮城県七ヶ宿町

平成29年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	七ヶ宿町2期地区活性化計画						
都道府県名	宮城県	市町村名	七ヶ宿町	地区名(※1)	七ヶ宿町2期地区	計画期間(※2)	平成29年～平成33年

## 目標 : (※3)

当区域では、人口の減少や高齢化により、農林業のみならず担い手の不足が進展し、農山村の活力が低下している現状である。併せて、平成26年度に廃校となった七ヶ宿町立湯原小学校施設は周辺集落での地域間交流の中心地であったため、新たな空間づくりが求められている。

現状を至急打開すべく、移住者増の入口となる交流事業をさらに推進するため、廃校を活用し、宿泊設備等を備え併せた宿泊型交流施設を整備することにより、田植えや稲刈りを始めとした様々な農業体験による宿泊型の都市農村交流及び世代間交流等を実施し、交流人口を拡大させる。併せて、活性化計画期間の初年度において地域協議会を策定し農泊に対する合意形成や推進を行い、持続的な取り組みを行える体制の確立を推進する。さらに、交流を通じた新たな農業担い手の確保や耕作放棄地の解消、食育や地産地消の推進等、農業の課題解決を目指し、定住化等による農村の活性化を推進する。

当区域におけるグリーンツーリズム関連施設の交流人口は平成27年実績で9,809人であることから、平成33年に14,242人を目指し、交流人口の増加を目標とする。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

七ヶ宿町は蔵王連峰の南麓、宮城県の最南西部に位置し、福島・山形の両県と境界を接し、奥羽山脈の東南斜面の一帯を占め、面積23,600haと広大で自然環境に恵まれた地域である。町のほぼ中央を東西に白石川が流れ、これに沿うように干満地区、湯原地区、峠田地区、滑津地区、関地区、横川地区、長老地区と7つの集落が形成されている。地域の大部分が自然に恵まれた区域で、自然が破壊されずに残っており、青い空と四方の山々々が美しく調和している。

江戸時代には、奥州と羽州を結ぶ道が「山中七ヶ宿街道」と称され、7つの宿場があったことが町名の由来となっており、夏には、歴史ある七ヶ宿街道をわらじで歩くイベント「わらじで歩こう七ヶ宿」をするなど特徴的な取り組みを行っている。

平成3年10月には「七ヶ宿ダム」が完成し、仙台市を含む県民183万人の水がめを擁することとなり、下水道の普及率は既に100%となっているほか、環境に配慮した生活基盤づくりや産業支援に取り組んでいる水源の町である。

### 現状と課題

当区域内は、人口減少や少子高齢化率が高い過疎地域で、その進展への対応が以前からの課題になっている。第5次七ヶ宿町長期総合計画においては、まちの将来像を「だれもがだいすきな水守の郷ちかしゆく」として掲げ、町民主体のまちづくりを図り、地域課題の解決と地域活性化に取り組んでいる。しかし、国全体が人口減少社会を迎える中において、人口減少、少子高齢化などの喫緊の課題に対し、全庁的な連携体制の確保と戦略的な施策の推進を図り、持続的な地域社会の創生に短期的・集中的に取り組むことが極めて重要となっている。

産業構造は第1位が農業、第2位が製造業の順で、典型的な農林業を基幹産業としている。しかし、基幹である第1次産業の農林業では60歳以上の就業者比率が60%以上と高齢化が進んでいることから、担い手の育成や確保を中心とした農業振興を図ることが緊急の課題となっている。

併せて、地域間交流の中心であった学校が廃校となり、新たな空間づくりが求められていることから、住民自らも活動可能で、交流や体験に参加できる愛着の持てる施設を考慮に入れ、移住者増の入口となる観光交流面の弱点である日帰り型、通過型の現状を克服することが課題となっている。

### 今後の展開方向等(※4)

#### ○農林業の体験及び地域間交流の拠点となる施設の整備

平成26年度に廃校となった七ヶ宿町立湯原小学校施設を「ふるさと体験交流館」として改修を行い、本施設内に研修室、食堂、入浴設備、宿泊設備等を備えた宿泊型交流施設として整備を行い、田植えや稲刈りを始めとした様々な自然等の地域資源の提供と学習を通じた地域間交流を推進し、交流人口を拡大させ、交流を通じた新たな農業担い手の確保やそれに伴う耕作放棄地の解消、食育や地産地消の推進等、農業の課題解決を目指し、定住化等による農山村の活性化を図っていく。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
七ヶ宿町	七ヶ宿町2期地区	地域資源活用総合交流促進施設(廃校・廃屋等改修交流施設)	七ヶ宿町	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
七ヶ宿町	宮城県刈田郡七ヶ宿町	地域再生計画	七ヶ宿町	無	

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
七ヶ宿町	七ヶ宿町	第5次七ヶ宿町長期総合計画	七ヶ宿町	

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

### 3 活性化計画の区域(※1)

七ヶ宿町2期地区(宮城県七ヶ宿町)	区域面積(※2)	26,309ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当地域の総面積26,309ha(2010年農林業センサス)のうち、経営耕作面積が311ha(2010年農林業センサス)、森林面積が23,220ha(2010年農林業センサス)合計23,531haが全体面積の89.4%を占めている。第一次産業就業者は191人(平成22年国勢調査)となっており、総人口1,694人(平成22年国勢調査)に占める割合は11.3%、また、全産業別就業者の総数(714人)に占める割合は26.8%となっている。併せて、業種別の就業者数では、第1位が農業となっていることから、第一次産業の農林業が重要な区域となっている。		
②法第3条第2号関係: 当地域は、人口の減少や高齢化により、担い手不足が進展し、農山村の活力が低下していることを鑑み、移住者の入口となる交流事業をさらに推進するため、宿泊設備等を備えた滞在型交流施設を設備することにより、都市農村等との交流及び地域における世代間交流による交流人口を拡大させ、交流を通じた農業の担い手の確保や耕作放棄地の解消、食育や地産地消の推進等、農業の拡大解決目指し、定住化等による農村の活性化を図る。		
③法第3条第3号関係: 市街化区域及び市街化調整区域は無し		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

交流人口の増加については、現在調査している宿泊施設入り込み調査の内、グリーンツーリズム関連施設の滞在者数と宿泊者数の合計に新たに改修する施設の滞在者数と宿泊客数の入り込み調査を合わせた数値を適用する。

(受付名簿及び参加者名簿により対応)

### 事後評価の体制

活性化計画の目標達成状況について、七ヶ宿町が評価を行い併せて、七ヶ宿町商工会による経営指導を含めた外部評価を行う。

## 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）事業実施計画

計画主体名	計画期間
みやぎけんしちかしゆくまち 宮城県七ヶ宿町	平成29年～平成33年

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
七ヶ宿町 ふるさと振興課	0224-37-2194	0224-37-2468	shichi24@town.shichikashuku.miyagi.jp

## I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	事業活用活性化計画目標の設定根拠
農山漁村への定住促進	平成26年度に廃校となった七ヶ宿町立湯原小学校施設を「ふるさと体験交流館」として改修を行い、本施設内に研修室、食堂、入浴設備、宿泊設備等を備えた宿泊型交流施設として整備を行い、田植えや稲刈りを始めとした様々な自然等の地域資源の提供と学習を通じた地域間交流を拡大する。併せて、地域協議会を設立し農泊に対する合意形成や推進を行い持続的な取り組みを行える体制の確立を推進する。さらに、交流人口を拡大させ、交流を通じた新たな農業担い手の確保やそれに伴う耕作放棄地の解消、食育や地産地消の推進等、農業の課題解決を目指し、定住化等による農山村の活性化を図っていく。

## II 評価指標

第1評価指標(必須)	具体的数値目標		具体的数値目標の算出方法
	現状	目標	
滞在者数及び宿泊者数の増加	8,151人	39,187人(目標値) - 31,036人(現状値) = 8,151人(増加数)	
<b>第1評価指標の設定根拠</b>			
<p>1. 設定内容説明</p> <p>農林業の体験及び地域間交流の拠点となる施設(ふるさと体験交流館)を整備することにより、都市農村等との交流及び世代間交流等による交流人口の拡大が図られると見込まれることから、滞在者数及び宿泊者数の増加を目標に設定した。また、平成29年度から平成30年度の期間に施設を改修することから、目標値の期間を平成31年から平成33年の3年間とし、現状値の期間を平成25年から平成27年の3年間として算出した。なお、始期を1月からの1年間とする。</p> <p>具体的数値目標は、施設整備に伴い発生する効果を見込み目標人数39,187人と現状人数31,036人を比較して8,151人の増と設定した。</p> <p>当初への滞在者数及び宿泊者数は、平成25年から平成27年の実績で31,036人となっている。ふるさと体験交流館を整備することにより、現在の宿泊者数上限が118人(南蔵王青少年旅行村56人、きららの森62人)から、178人(ふるさと体験交流館60人)へと増加し、新たな宿泊者が見込まれる。また、田植えや稲刈りの体験等を含む様々なイベントを実施できる施設を同施設内に整備することで、新たな交流人口や宿泊者数の増加が見込まれることにより、滞在者数及び宿泊者数の増加を8,151人に目標設定した。</p>			
滞在者数及び宿泊者数の増加			
		現状	目標
		H25	H26
		H27	H31
		H32	H33
滞在者数	南蔵王青少年旅行村	72	54
	みやぎ蔵王七ヶ宿スキー場	4,961	2,068
	ふるさと体験交流館	-	-
	小計 ①	5,033	2,122
宿泊者数	南蔵王青少年旅行村	1,118	1,202
	みやぎ蔵王七ヶ宿スキー場	6,129	5,623
	ふるさと体験交流館	-	-
	小計 ②	7,247	6,825
	計 ①+②	12,280	8,947
	平成25年から平成27年実績	31,036	
	平成31年から平成33年目標	39,187	
<p>2. 現状値設定内容説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宮城県における調査「市町村観光客入込数調査報告」を基に現状値を算出した。</li> <li>対象は計画区域内の都市農山漁村交流における滞在者数及び宿泊者数であることから、「南蔵王青少年旅行村」と「みやぎ蔵王七ヶ宿スキー場」を対象とした。</li> <li>「みやぎ蔵王七ヶ宿スキー場」については、冬期間(12月～翌年3月)の営業はスキー客であることから、冬期間を除外して算出した。</li> </ul>			

現状値設定説明

	滞在者数			宿泊者数		
	H25	H26	H27	H25	H26	H27
南蔵王青少年旅行村 ①	72	54	99	1,118	1,202	1,107
みやぎ蔵王七ヶ宿スキー場 ②	4,961	2,068	2,650	6,129	5,623	5,953
計 ①+②	5,033	2,122	2,749	7,247	6,825	7,060
平成25年から平成27年実績	9,904			21,132		
				31,036		

3. 目標値設定内容説明

- 宮城県における調査「市町村観光客入込数調査報告」を基に算出する。
- 対象は計画区域内の都市農山漁村交流における滞在者数及び宿泊者数であることから、今回整備する「ふるさと体験交流館」と「南蔵王青少年旅行村」と「みやぎ蔵王七ヶ宿スキー場」を対象とする。
- 「みやぎ蔵王七ヶ宿スキー場」については、冬期間(12月～翌年3月)の営業はスキー客であることから、冬期間を除外して算出する。
- 「南蔵王青少年旅行村」と「みやぎ蔵王七ヶ宿スキー場」においては、平成25年から平成27年までの平均値を採用し算出する。
- 「ふるさと体験交流館」における滞在者数は、「イベント部門」と「一般部門」の2部門で算出する。
- 「ふるさと体験交流館」における宿泊者数は、「イベント部門」と「一般部門」の2部門で算出する。
- 「イベント部門」における滞在者数及び宿泊者数については、第3評価指標のイベント回数を適用し算出する。
- 滞在者数における一般部門については、「レストラン利用者数」と「入浴者数」の計で算出する。
- 「レストラン利用者数」については、「ふるさと体験交流館」を中心に1Km以内にそば屋が1件、2Km地点にそば屋が1件とカフェが1件、5Km地点にそば屋が1件とレストランが1件ある位置条件であることを考慮し各年度基準値より50%を差し引いて算出する。また、「南蔵王青少年旅行村」と「みやぎ蔵王七ヶ宿スキー場」の3ヶ年の平均数値を参考とするが、増加率をグリーンツーリズム推進計画の増加率である平成33年に24%を基準として算出する。併せて、平成32年を16%、平成31年を8%として算出する。
- 「入浴者数」については、「南蔵王青少年旅行村」と「みやぎ蔵王七ヶ宿スキー場」の3ヶ年の平均数値を参考とするが、増加率をグリーンツーリズム推進計画の増加率である平成33年に24%を基準として算出する。併せて、平成32年を16%、平成31年を8%として算出する。
- 「一般宿泊者数」については、「南蔵王青少年旅行村」と「みやぎ蔵王七ヶ宿スキー場」の3ヶ年の平均数値を参考とするが、増加率をグリーンツーリズム推進計画の増加率である平成33年に24%を基準として算出する。併せて、平成32年を16%、平成31年を8%として算出する。

目標値設定説明

	滞在者数			宿泊者数		
	H31	H32	H33	H31	H32	H33
ふるさと体験交流館						
内 イベント部門	300	360	420	280	440	600
内 一般部門	396	792	1,188	563	1,126	1,690
小計 ①	696	1,152	1,608	843	1,566	2,290
南蔵王青少年旅行村 ②	75	75	75	1,142	1,142	1,142
みやぎ蔵王七ヶ宿スキー場 ③	3,226	3,226	3,226	5,901	5,901	5,901
計 ①+②+③	3,997	4,453	4,909	7,886	8,609	9,333
平成31年から平成33年目標	13,359			25,828		
				39,187		

第2評価指標(任意)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法																																																									
雇用者数の増加	9.0人	9.0人(目標値)-0人(現状値)=9.0人(増加率)																																																									
<b>第2評価指標の設定根拠</b>																																																											
1. 設定内容説明																																																											
<p>農林業体験に伴う受け入れ施設を新たに整備することにより、雇用者が見込まれることから、雇用者数の増加を目標に設定した。また、平成29年度から平成30年度の期間に施設を改修することから、目標値の期間を平成31年から平成33年の3年間とし、現状の期間を平成25年から平成27年の3年間として算出した。なお、会計区分は4月を始期とする会計だが、外の評価指標との兼ね合いから、基準日を1月1日とする。</p> <p>具体的数値目標については、施設整備に伴い発生する雇用者数を見込み目標雇用者数9.0人と現状雇用者数0人を比較して9.0人の増と設定した。廃校であった遊休施設を再整備することにより、新たな雇用が生まれるため、9.0人の増加を目標設定した。</p>																																																											
雇用者数の増加	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">現状</th> <th colspan="3">目標</th> </tr> <tr> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設管理業務担当者数 ①</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>レストラン担当者数 ②</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計 ①+②</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">0</td> <td colspan="3">9</td> </tr> </tbody> </table>					現状			目標			H25	H26	H27	H31	H32	H33	施設管理業務担当者数 ①	-	-	-	2	2	2	レストラン担当者数 ②	-	-	-	1	1	1	計 ①+②	-	-	-	3	3	3		0			9																
現状			目標																																																								
H25	H26	H27	H31	H32	H33																																																						
施設管理業務担当者数 ①	-	-	-	2	2	2																																																					
レストラン担当者数 ②	-	-	-	1	1	1																																																					
計 ①+②	-	-	-	3	3	3																																																					
	0			9																																																							
2. 現状値設定内容説明	<p>・現状値期間(平成25年から平成27年)においては、小学校利用及び廃校であったため、雇用者数を0人で計上した。</p> <p>1)平成25年実績【0人】</p> <p>2)平成26年実績【0人】</p> <p>3)平成27年実績【0人】</p>																																																										
	1)平成25年実績【0人】																																																										
	2)平成26年実績【0人】																																																										
	3)平成27年実績【0人】																																																										
3. 目標値設定内容説明	<p>・雇用者の種類について、「施設管理業務担当者」と「レストラン担当者」の2部門で計上する。</p> <p>・「施設管理業務担当者」については、施設運営における必要と思われる最低限の人数である2人を計上する。</p> <p>・「レストラン担当者」については、レストラン対応における必要と思われる最低限の人数である1人を計上する。</p> <p>1)平成31年目標【計3人】</p> <p>○施設管理業務担当者数【2人】 ※(2人×12ヶ月)</p> <p>○レストラン担当者【1人】 ×(1人×12ヶ月)</p> <p>1)平成32年目標【計3人】</p> <p>○施設管理業務担当者数【2人】 ※(2人×12ヶ月)</p> <p>○レストラン担当者【1人】 ×(1人×12ヶ月)</p> <p>1)平成33年目標【計3人】</p> <p>○施設管理業務担当者数【2人】 ※(2人×12ヶ月)</p> <p>○レストラン担当者【1人】 ×(1人×12ヶ月)</p>																																																										
	・雇用者の種類について、「施設管理業務担当者」と「レストラン担当者」の2部門で計上する。																																																										
	・「施設管理業務担当者」については、施設運営における必要と思われる最低限の人数である2人を計上する。																																																										
	・「レストラン担当者」については、レストラン対応における必要と思われる最低限の人数である1人を計上する。																																																										
	1)平成31年目標【計3人】																																																										
	○施設管理業務担当者数【2人】 ※(2人×12ヶ月)																																																										
	○レストラン担当者【1人】 ×(1人×12ヶ月)																																																										
	1)平成32年目標【計3人】																																																										
	○施設管理業務担当者数【2人】 ※(2人×12ヶ月)																																																										
	○レストラン担当者【1人】 ×(1人×12ヶ月)																																																										
	1)平成33年目標【計3人】																																																										
	○施設管理業務担当者数【2人】 ※(2人×12ヶ月)																																																										
	○レストラン担当者【1人】 ×(1人×12ヶ月)																																																										
目標値設定説明	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th colspan="6"></th> <th colspan="3">目標</th> </tr> <tr> <th colspan="6"></th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">施設管理業務担当者数 ①</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="6">レストラン担当者数 ②</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="6">計 ①+②</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="6">平成31年から平成33年目標</td> <td colspan="3">9</td> </tr> </tbody> </table>											目標									H31	H32	H33	施設管理業務担当者数 ①						2	2	2	レストラン担当者数 ②						1	1	1	計 ①+②						3	3	3	平成31年から平成33年目標						9		
						目標																																																					
						H31	H32	H33																																																			
施設管理業務担当者数 ①						2	2	2																																																			
レストラン担当者数 ②						1	1	1																																																			
計 ①+②						3	3	3																																																			
平成31年から平成33年目標						9																																																					

第3評価指標(必須)	具体的数値目標の算出方法	
	具体的数値目標	
イベント回数の増加	48回	60回(目標値) - 12回(現状値) = 48回(増加数)

**第3評価指標の設定根拠**

1. 設定内容説明

農林業体験に伴う受け入れ施設を新たに整備することにより、田植えや稲刈り等の農業体験イベント等を開催し、交流人口の増加が見込まれることから、イベント回数の増加を目標に設定した。また、平成29年度から平成30年度の期間に施設を改修することから、目標値の期間を平成31年から平成33年の3年間とし、現状値の期間を平成25年から平成27年の3年間として算出した。なお、始期を1月からの1年間とする。  
 具体的数値目標については、施設整備に伴い発生する効果を見込み目標イベント回数60回と現状イベント回数12回を比較して48回の増と設定した。  
 町内で農林業体験イベントの対応施設を整備している施設が無いことから、少回数(年2回から6回)の対応となっている現状である。新たに施設を整備することで、これまで対応できなかった回数や、宿泊型の新たなイベントに対応できることにより、イベント回数の増加が見込まれるため、48回の増加を目標設定した。

イベント回数の増加	現状			目標		
	H25	H26	H27	H31	H32	H33
自然体験 ①	6	2	4	12	17	22
合宿等の専門事業 ②	-	-	-	3	3	3
地域交流の推進 ③	-	-	-	-	-	-
計 ①+②+③	6	2	4	15	20	25
	12			60		

2. 現状値設定内容説明

・町内で実施している自然体験や合宿のイベント数を計上した。

現状値設定説明

	H25	H26	H27
日帰り ①	4	-	2
2泊 ②	1	1	-
3泊 ③	1	1	2
計 ①+②+③	6	2	4
平成25年から平成27年実績	12		

3. 目標値設定内容説明

・イベント回数は「七ヶ宿町ふるさと体験交流館事業計画書(案)」により算出した。  
 ・「七ヶ宿町ふるさと体験交流館事業計画書(案)」のイベント数を平成33年で10割実施することを想定し、平成32年を8割、平成31年を6割として算出した。

目標値設定説明

	H31	H32	H33
しちかしゆく自然体験事業			
内 ファミリープログラム【日帰り】	4	6	6
内 子どもキャンププログラム【3泊】	1	1	2
内 不登校改善プログラム【3泊】	1	1	2
内 そば打ち教室プログラム【日帰り】	3	5	6
内 雪国体験プログラム【日帰り】	1	2	3
内 地域資源体験プログラム【日帰り】	2	2	3
小計 ①	12	17	22
合宿等の専門事業			
内 スポーツ合宿の受入【2泊】	1	1	1
内 学習合宿の受入【2泊】	1	1	1
内 講習会等の主催事業【日帰り】	1	1	1
小計 ②	3	3	3
地域交流の推進			
内 地域間交流の実施【随時】	-	-	-
内 都市農村交流の実施【随時】	-	-	-
小計 ③	-	-	-
計①+②+③	15	20	25
平成31年から平成33年目標		60	

※事業詳細

○ファミリープログラム  
 七ヶ宿町の四季に応じた農林業体験や自然散策、雪山体験、食育体験等  
 ○子どもキャンププログラム  
 長期休業期間中に自然体験や生活体験を組み合わせた学習会等  
 ○不登校改善プログラム  
 七ヶ宿町の自然環境を活かし、自然体験や農業体験を組み合わせた学習会等  
 ○そば打ち教室プログラム  
 七ヶ宿町の特産であるそばを使用したそば打ち教室  
 ○雪国体験プログラム  
 雪おろし体験やかんじき体験等の雪国の暮らし体験等  
 ○地域資源体験プログラム  
 七ヶ宿町の地域資源を活用した体験等

## Ⅲ 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望額 (千円)	交付額 算定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
地域資源活用総合交流促進施設 (廃校・廃屋等改修交流施設)	七ヶ宿町2期地区	廃校を活用した宿泊設備及び滞在型交流施設を整備	廃校改修 1棟 1,451.19㎡	平成29年度 ～ 平成30年度	七ヶ宿町	300,000	150,000	1/2	150,000	活性化計画では、農山村の活力低下を解消するため、田植えや稲刈りを始めとした様々な農業体験及び農泊による都市交流人口や宿泊者数の増加を目的とした定住拡大による農村の活性化を実現することを目標としている。 したがって、廃校を活用した宿泊設備及び滞在型交流施設を整備することで、交流人口や宿泊数の増加になり、交流を通じた新たな農業担い手の確保やそれに伴う耕作放棄地の解消、食育や地産地消の推進等、農業の課題解決を目指し、山村の活性化を図る。
合 計						300,000	150,000	-	150,000	

## 【記入要領】

- 必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- 創意工夫発揮事業である場合は、事業内容の欄に一体として行う事業メニュー名及び一体的に行う必要性について併せて記載すること。
- 事業メニューには、実施要領別紙6の別表1の事業メニュー名を記入すること。
- 地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
- 事業内容は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
- 事業規模は、施設毎の棟数と床面積、林道や森林管理道等の場合は地区名と延長など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
- 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性は、これら目標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。

## 【添付資料】

(別添)融資主体型支援助成対象者調査書

(別添)

### 融資主体型支援助成対象者調書

七ヶ宿町2期地区活性化計画（宮城県七ヶ宿町）

NO	助成対象者名	住 所	代表者名

#### 1 助成対象者の概要

1 農林漁業者等の組織する団体  
 ①農地所有適格法人  ②農事組合法人  ③その他  
 2 参入法人

(注) 該当する経営体の□にチェックを入れること。

#### 2 整備内容等

NO	整備内容 (機械施設名、規模、台数等)	実施 年度	着工(契約) 予定年月日	竣工予定年月日	農業機械の保管住所、施設の設置住所
1					
2					
3					

#### 3 資金調達計画

NO	事業費(円) A	資金調達計画(円)				助成率 (%) B/A	融資 率(%) C/A	担 保 措 置 の	備 考 (助成限度率等)
		助 成 金 B	融 資 C	自己資金	その他				
1									
2									
3									
計									

(注) 整備施設を融資のための担保に供する場合は、□にチェックを入れること。

#### 4 追加的信用供与支援の活用計画

項 目	資金調達のうち融資の概要	
	融 資 ①	融 資 ②
金 融 機 関 名		
融 資 名		
融資金額(円)		
償 還 年 数		
融資審査の進捗状況	借入予定 平成 年 月 日	借入予定 平成 年 月 日
農業信用基金協会による機関保証の利用	追加的信用供与支援の活用を希望する 追加的信用供与支援の活用を希望しない	追加的信用供与支援の活用を希望する 追加的信用供与支援の活用を希望しない

(注) いずれかの□にチェックを入れること。なお、機関保証利用の有無については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望に添えない場合があることに留意すること。

IV 他の施策との連携に関する事項

(交付対象事業別概要)

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等
地域再生計画	補助金で整備された公立 学校施設の財産処分手 続きの弾力化【A0801】	宮城県刈田郡七ヶ 宿町	当該施設を整備することにより、都市農村等との交流及び地域における世代間交流による交流人口を拡大させ、交流を通じた農業の担い手確保や耕作放棄地の解消、食育や地産地消の推進等農業の課題解決を目指し、定住化等による農村の活性化を図る。

【記入要領】 ①交付対象となる事業のうち、実施要領別紙5第11に掲げる施策と連携して実施する事業にあっては、連携施策名、連携施策の内容及び交付対象事業との関連性について記載すること。

- ②連携する施策名には、実施要領別紙第6第11に掲げる施策を記載すること。
- ③事業メニューには、実施要領別紙6の別表1の事業メニュー名を記載すること。
- ④地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
- ⑤必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。







計画主体名	宮城県七ヶ宿町		
計画期間	平成29年～平成33年	総事業費(交付金)	300,000千円(150,000千円)
実施期間	平成29年～平成30年		

## 1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	活性化計画の目標は、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律における、農山漁村の活性化を図ることを目標としている。併せて、農山漁村における定住及び農山漁村と都市との交流促進も目標としているため、適合している。
事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○	事業活用活性化目標及び評価指標は、目標達成に必要な事業の実施(ふるさと体験交流館事業計画書(案))によって見込まれる効果を踏まえたものであるため、妥当な構成である。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	活性化計画は七ヶ宿町長期総合計画や七ヶ宿町ふるさと創生総合戦略等に基づき設定し、定住及び地域間交流を促進するために必要な関連計画との整合性を図っている。また、平成28年10月策定の農村滞在型余暇活動機能整備計画書との連携が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	地区自治会を中心に農業関係者等に十分周知し合意を図っている。
活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	町民で構成される女性委員会で意見や提案などを聞く機会を設けている。
事業の推進体制は確立されているか	○	整備する施設は、指定管理による管理を行い、今後の事業推進に向けた推進体制を確立している また、現在行われている農山村活性化のイベントの回数や定員数を多くするため、ふるさと体験交流館事業計画書(案)に沿って事業の推進をする。

活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標が、交流人口の増加であり、事業内容については目標達成のために必要な事業を計画しており、目標及び事業内容は整合性が確保されている。
農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取られているか	○	ふるさと創生総合戦略や人口ビジョンに基づき設定していることから整合は取られている。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間及び実施期間は別紙5（農山漁村活性化整備対策に関する事業に係る運用）第3の3の規定により定めていることから適切である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	別紙6（農山漁村活性化整備対策に関する事業に係る取扱い）別表2の3の3の規定により、交付額算定交付率は1/2の範囲内としている。

## 2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	文部科学省の補助で整備した小学校が廃校になったことに伴い、本交付金における廃校改修交流施設の事業メニューにより新たに整備するものである。なお、関係性については地域再生計画においても明記している。
土木・建築構造物等の施行に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	基本及び実施設計において、設計業者により各種関係法令及び設計基準に基づき構造と機能を検討しており、十分な安全性の確保を図っている。また、検査体制は、町職員等により行うため、確保の見通しは立っている
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たしているか	—	対象施設が鉄筋コンクリート造3階建のため該当無し。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別紙6に定める基準を満たしているか	—	改築ではあるが、古材を利用した施設整備では無いため該当無し。

交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	改修施設を対象に、一級建築士による調査を行った結果、20年の耐用があるとの見解を受けた。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	○	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領第2の3の規定により、費用対効果分析算定結果が1.0であることから、効果の発現は見込まれる。
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け28農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	○	費用対効果については、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領の第2の3の規定により、1.0とみなして算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領の第2の3の規定により、算定しているため、1.0以上となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○	別紙6（農山漁村活性化整備対策に関する事業に係る取扱い）の別表1（事業メニュー：30廃校・廃屋等改修交流施設 要件類別：3 事業主体：市町村）の要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	個人に対する交付ではない。また、町が事業主体であるため、目的外使用の恐れは無い。
施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か	○	利用計画については、ふるさと体験交流館事業計画書（案）を作成している。また、整備する施設の規模や入り込み見込み人数等を考慮しているため、見通しは適正である。
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○	平成25年から平成27年までの町内関連施設（南蔵王青少年旅行村及び七ヶ宿スキー場）における3年間の状況を考慮し、施設完成後における見込み数を見通し、目標を定めている。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○	近接市町に同様の廃校活用施設が無いため、町内施設の利用状況等を踏まえている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	利用形態は、ふるさと体験交流館事業計画書（案）により定めている。なかでも、利用対象者は都市交流を中心とした子供や家族のみではなく、地域間の交流の場として利用を計画し、併せて、利用時期については、積雪の兼ね合いから冬期間の営業日数は調整するが、原則、通年営業を図っていく。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	施設活用の中で、立地条件と既存の宿泊施設及び地域資源との有機的な連携を想定し、利用環境的条件から検討している。

ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○	ふるさと体験交流館事業計画書(案)により、具体的に記載されている。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	町民で形成される女性委員会の意見を、取り入れながら子供だけではなく、女性や家族連れにも配慮した交流施設になるように取組をしている。
事業費積算等は適正か	○	営繕工事積算単価表及び建設物価等の公表単価により算出していることから適正である。
過大な積算としていないか	○	営繕工事積算単価表及び建設物価等の公表単価により算出していることから適正である。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	現施設の再利用出来る部分については再利用していることから、コスト低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	附帯施設の整備が無いため該当無し。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	備品は交付対象とせず町単費で購入する。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	整備予定地は、太平洋と日本海を結ぶ国道113号から100m程度、集落内に入った箇所である。当町内では2番目に大きい集落内であり、山形県にも隣接しており、立地条件が良く、交通量も多く見込まれる。施設利用目的である都市部と農村の交流促進にとっても公共交通機関が整備されていることから適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがいつているか	○	町が所有する土地のため、施設用地は確保されている
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別紙6に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	○	別紙6(農山漁村活性化整備対策に関する事業に係る取扱い)第7の2の(19)の基準を満たしており、施設利用目的である、宿泊型の体験イベントの規模も考慮した必要最低限の設備である。よって、十分に検討している。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か	○	別紙6(農山漁村活性化整備対策に関する事業に係る取扱い)第7の2の(21)及び別表2の3の3の規定を満たしており、上限規模の範囲内である。
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)Iの第2の4の(3)の基準に照らし適正であるか	-	処理加工・集出荷貯蔵施設で無いため該当無し。

整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m <sup>2</sup> 以内か（既存施設は除く）	○	改修する延べ床面積が 1,451.19 m <sup>2</sup> であることから、範囲内。
地域間交流拠点については、延べ床面積 m <sup>2</sup> 当たり 29 万円以内であるか。（既存施設については、1,500 m <sup>2</sup> 以内の交付算定額となっているか）	○	延べ床面積 m <sup>2</sup> 当たり約 21 万円で 29 万円以内であり、延べ床面積が 1,451.19 m <sup>2</sup> < 1,500 m <sup>2</sup> で以内となっている。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	—	地域連携販売力強化施設で無いため該当無し。
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	地域連携販売力強化施設で無いため該当無し。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	地域連携販売力強化施設で無いため該当無し。
1 年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	地域連携販売力強化施設で無いため該当無し。
6 次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	地域連携販売力強化施設で無いため該当無し。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	起債については過疎債を計画しており、適正な資金調達と償還が町の財政担当課により計画されている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	地方自治法施行令第 167 条第 1 項の規定により指名競争入札とする。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	○	指定管理により運営を行い、月毎の町への業務報告により管理や運営に対し、町より指導を行なっていくことから、適正に行われる。
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	指定管理により運営を行うにあたり、施設管理やイベント運営等の収入、人件費等の支出等を踏まえた収支計画書（案）により運営を計画しているため、適正である。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	収支計画書（案）を策定している。また、事業実施に伴い計画期間内において経営診断を受け、具体的かつ実践的な指導により、適正なものとなる。
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他の事業を利用しないことから該当無し。

他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	○	他の事業を利用しない。
生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○	農山漁村における定住及び農山漁村と都市との交流促進を主たる目的にしている施設であることから、生産振興ではない。
他の施策（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○	<p>（国土交通省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業採択要件における、該当計画の策定が無いことや、施設利用目的が違うため、交付対象の施設では無い。</li> </ul> <p>（厚生労働省・文部科学省・文化庁・資源エネルギー庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転用先の施設用途が目的ではないため、交付対象の施設では無い。</li> </ul> <p>（林野庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設が鉄筋コンクリートのため、交付対象の施設ではない。</li> </ul> <p>（農林水産省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の雇用が主たる目的ではないため、交付対象の施設ではない。</li> </ul> <p>（総務省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併に伴う施設整備では無いため、交付対象の施設ではない。併せて、施設の主たる目的が違うことから交付対象ではない。</li> </ul> <p>※転用施設の改修に対する補助を参考</p>

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。

